

掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	12単位
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6単位
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(-) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)

i 経過的要介護

534単位

ii 要介護1

701単位

iii 要介護2

811単位

iv 要介護3

1,049単位

v 要介護4

1,150単位

vi 要介護5

1,241単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)

i 経過的要介護

618単位

ii 要介護1

832単位

iii 要介護2

942単位

iv 要介護3

1,180単位

v 要介護4

1,281単位

vi 要介護5

1,372単位

(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)

i 経過的要介護

498単位

ii 要介護1

641単位

iii 要介護2

750単位

iv 要介護3

910単位

v 要介護4

1,066単位

vi 要介護5

1,108単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)

i 経過的要介護

582単位

ii 要介護1

772単位

iii 要介護2

881単位

iv 要介護3

1,041単位

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(-) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)

i 要介護1

715単位

ii 要介護2

825単位

iii 要介護3

1,063単位

iv 要介護4

1,164単位

v 要介護5

1,255単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)

i 要介護1

846単位

ii 要介護2

956単位

iii 要介護3

1,194単位

iv 要介護4

1,295単位

v 要介護5

1,386単位

(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)

i 要介護1

655単位

ii 要介護2

764単位

iii 要介護3

924単位

iv 要介護4

1,080単位

v 要介護5

1,122単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)

i 要介護1

786単位

ii 要介護2

895単位

iii 要介護3

1,055単位

iv 要介護4

1,211単位

v	要介護 4	1,197単位	v	要介護 5	1,253単位
vi	要介護 5	1,239単位			
(三)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)		(三)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)	1,253単位
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)		a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	経過的要介護	473単位	i	要介護 1	625単位
ii	要介護 1	611単位	ii	要介護 2	736単位
iii	要介護 2	722単位	iii	要介護 3	887単位
iv	要介護 3	873単位	iv	要介護 4	1,044単位
v	要介護 4	1,030単位	v	要介護 5	1,085単位
vi	要介護 5	1,071単位			
b	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)		b	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)	
i	経過的要介護	557単位	i	要介護 1	756単位
ii	要介護 1	742単位	ii	要介護 2	867単位
iii	要介護 2	853単位	iii	要介護 3	1,018単位
iv	要介護 3	1,004単位	iv	要介護 4	1,175単位
v	要介護 4	1,161単位	v	要介護 5	1,216単位
vi	要介護 5	1,202単位			
(2)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)		(2)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)		(一)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)		a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i	経過的要介護	534単位	i	要介護 1	715単位
ii	要介護 1	701単位	ii	要介護 2	825単位
iii	要介護 2	811単位	iii	要介護 3	975単位
iv	要介護 3	961単位	iv	要介護 4	1,066単位
v	要介護 4	1,052単位	v	要介護 5	1,157単位
vi	要介護 5	1,143単位			
b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)		b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i	経過的要介護	618単位	i	要介護 1	846単位
ii	要介護 1	832単位	ii	要介護 2	956単位
iii	要介護 2	942単位	iii	要介護 3	1,106単位
iv	要介護 3	1,092単位	iv	要介護 4	1,197単位
v	要介護 4	1,183単位	v	要介護 5	1,288単位
vi	要介護 5	1,274単位			
(二)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)		(二)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)	
a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)		a	病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	

i	経過的要介護	534単位
ii	要介護 1	701単位
iii	要介護 2	811単位
iv	要介護 3	919単位
v	要介護 4	1,010単位
vi	要介護 5	1,101単位
b	病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (ii)	
i	経過的要介護	618単位
ii	要介護 1	832単位
iii	要介護 2	942単位
iv	要介護 3	1,050単位
v	要介護 4	1,141単位
vi	要介護 5	1,232単位
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)		
(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (I)		
a	経過的要介護	625単位
b	要介護 1	835単位
c	要介護 2	945単位
d	要介護 3	1,183単位
e	要介護 4	1,284単位
f	要介護 5	1,375単位
(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (II)		
a	経過的要介護	625単位
b	要介護 1	835単位
c	要介護 2	945単位
d	要介護 3	1,183単位
e	要介護 4	1,284単位
f	要介護 5	1,375単位
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)		
(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費 (I)		
a	要介護 1	849単位
b	要介護 2	959単位
c	要介護 3	1,197単位
d	要介護 4	1,298単位
e	要介護 5	1,389単位
(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)		
(一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (I)		
a	要介護 1	849単位
b	要介護 2	959単位
c	要介護 3	1,109単位
d	要介護 4	1,200単位

e 要介護 4	1,186単位	o 要介護 5	1,291単位
f 要介護 5	1,277単位		
(二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)			
a 経過的要介護	625単位		
b 要介護 1	835単位	a 要介護 1	849単位
c 要介護 2	945単位	b 要介護 2	959単位
d 要介護 3	1,095単位	c 要介護 3	1,109単位
e 要介護 4	1,186単位	d 要介護 4	1,200単位
f 要介護 5	1,277単位	e 要介護 5	1,291単位
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	760単位	(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	650単位
(一) 3時間以上4時間未満	900単位	(一) 3時間以上4時間未満	900単位
(二) 4時間以上6時間未満	1,250単位	(二) 4時間以上6時間未満	1,250単位
(三) 6時間以上8時間未満		(三) 6時間以上8時間未満	
注1 (1)から(4)までについて、療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。		注1 (1)から(4)までについて、療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に従い、利用者の要介護状態区分に従い、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	
2 介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所		2 介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所	

定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に該当する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定める算定する。

3 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。

5 医師の配置について、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数を算定する。

イ 夜間勤務等看護(I)  
ロ 夜間勤務等看護(II)

23単位  
14単位

八 夜間勤務等看護(III)

7単位

イ 夜間勤務等看護(I)  
ロ 夜間勤務等看護(II)

23単位  
14単位

ハ 夜間勤務等看護(III)

23単位  
14単位

二 夜間勤務等看護(IV)

7単位

7 (1)から(4)までについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用する事が適切であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(4)までに

ついては1日につき120単位を、(5)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は算定しない。

7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

8 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床短期入所療養介護費(I)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(III)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短期入所療養介護費(iii)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(IV)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)若しくは病院療養病床経過型短期入所療養介護費(IV)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室を利用する必要があると医師が判断した者

9 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注6の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注6の規定による届出があつたものとみなす。

10 利用者が連續して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における短期

9 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

10 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床短期入所療養介護費(I)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(III)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短期入所療養介護費(iii)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(IV)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)若しくは病院療養病床経過型短期入所療養介護費(IV)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室を利用する必要があると医師が判断した者

11 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注6の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があつたときは、注1及び注6の規定による届出があつたものとみなす。

12 利用者が連續して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における短期

入所療養介護費は、算定しない。

(6) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算

12単位

(二) 栄養士配置加算

10単位

注 1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

(二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

(7) 療養食加算

23単位

注 事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すること。

ハ 指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(8) 緊急短期入所ネットワーク加算

50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(9) 特定診療費

(8)

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常

(6) 療養食加算

23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すること。

ハ 指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(7) 緊急短期入所ネットワーク加算

50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(8)

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行つた場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して、指定短期入所療養介護を行つた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいすれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 12単位
- (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位
- (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

八 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)

a 診療所療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)

i 経過的要介護 517単位

ii 要介護 1 682単位

iii 要介護 2 734単位

iv 要介護 3 786単位

v 要介護 4 837単位

vi 要介護 5 889単位

b 診療所療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)

i 経過的要介護 601単位

ii 要介護 1 682単位

iii 要介護 2 734単位

iv 要介護 3 786単位

v 要介護 4 837単位

vi 要介護 5 889単位

b 診療所短期入所療養介護費(ⅲ)

i 要介護 1 601単位

ii 要介護 2 682単位

iii 要介護 3 734単位

iv 要介護 4 786単位

v 要介護 5 837単位

b 診療所短期入所療養介護費(ⅳ)

i 要介護 1 606単位

ii 要介護 2 652単位

(一) 診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a 診療所療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)	447単位
i 経過的要介護	
ii 要介護 1	592単位
(二) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 診療所短期入所療養介護費(ⅲ)	
i 要介護 1	606単位
ii 要介護 2	652単位

iii	要介護 2	638単位	iii	要介護 3	698単位
iv	要介護 3	684単位	iv	要介護 4	744単位
v	要介護 4	730単位	v	要介護 5	790単位
vi	要介護 5	776単位			
b	診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)		b	診療所短期入所療養介護費(ii)	
i	経過的要介護	536単位	i	要介護 1	737単位
ii	要介護 1	723単位	ii	要介護 2	783単位
iii	要介護 2	769単位	iii	要介護 3	829単位
iv	要介護 3	815単位	iv	要介護 4	875単位
v	要介護 4	861単位	v	要介護 5	921単位
vi	要介護 5	907単位			
(2)	ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(1日につき)		(2)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	
(一)	ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(I)		(一)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)	
a	経過的要介護	608単位	a	要介護 1	830単位
b	要介護 1	816単位	b	要介護 2	882単位
c	要介護 2	868単位	c	要介護 3	934単位
d	要介護 3	920単位	d	要介護 4	985単位
e	要介護 4	971単位	e	要介護 5	1,037単位
f	要介護 5	1,023単位			
(二)	ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(II)		(二)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(II)	
a	経過的要介護	608単位	a	要介護 1	830単位
b	要介護 1	816単位	b	要介護 2	882単位
c	要介護 2	868単位	c	要介護 3	934単位
d	要介護 3	920単位	d	要介護 4	985単位
e	要介護 4	971単位	e	要介護 5	1,037単位
f	要介護 5	1,023単位			
(3)	特定診療所療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	760単位	(3)	特定診療所短期入所療養介護費	
(一)	3時間以上4時間未満	650単位	(一)	3時間以上4時間未満	650単位
(二)	4時間以上6時間未満	900単位	(二)	4時間以上6時間未満	900単位
(三)	6時間以上8時間未満	1,250単位	(三)	6時間以上8時間未満	1,250単位

注1 (1)及び(2)について、療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出における当該届出に係る病室(療養病床に係るものに限る。)において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞ

注1 (1)及び(2)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞ

に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)について、療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、日当該届出に係る病室（療養病床に係るものに限る。）において、日利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に對して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。

5 (1)及び(2)について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に對し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に對して指定短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は算定しない。

7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に對して、その居宅と指定短期入

れ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に對して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。

5 (1)及び(2)について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に對し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に對して指定短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は算定しない。

5 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うこと

とが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

6 次のいずれかに該当する者に対して、診療所療養病床短期入所療養介護費(I)又は診療所療養病床短期入所療養介護費(II)を支給する場合は、それぞれ、診療所療養病床短期入所療養介護費(I)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)又は診療所療養病床短期入所療養介護費(II)の診療所療養病床短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利

用する者  
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利

用の必要があると医師が判断した者  
7 指定施設サービス等介護付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があつたときは、注1の規定による届出があつたものとみなす。

8 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以後に受けた指定短期入所療養介護については、療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12単位

(二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するもの

として都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。  
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療

養介護事業所であること。  
2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合

所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

8 次のいずれかに該当する者に対して、診療所短期入所療養介護費(I)又は診療所短期入所療養介護費(II)を支給する場合は、それぞれ、診療所短期入所療養介護費(I)の診療所短期入所療養介護費(ii)又は診療所短期入所療養介護費(II)の診療所短期入所療養介護費(ii)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利

用する者  
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利

用の必要があると医師が判断した者  
9 指定施設サービス等介護付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があつたときは、注1の規定による届出があつたものとみなす。

10 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以後に受けた指定短期入所療養介護については、診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。

において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

注 (6) 緊急短期入所ネットワーク加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(7) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行つた場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して、指定短期入所療養介護を行つた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- |                     |      |
|---------------------|------|
| (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 12単位 |
| (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) | 6単位  |
| (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) | 6単位  |

(4) 療養食加算

注 23単位 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所ネットワーク加算

注 (5) 緊急短期入所ネットワーク加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行つた場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(6) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行つた場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して、指定短期入所療養介護を行つた場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

## 二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

### 二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

#### (1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)

(-) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

##### a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 経過的要介護	833単位
ii 要介護1	1,035単位
iii 要介護2	1,102単位
iv 要介護3	1,169単位
v 要介護4	1,237単位
vi 要介護5	1,304単位

i 要介護1	1,049単位
ii 要介護2	1,116単位
iii 要介護3	1,183単位
iv 要介護4	1,251単位
v 要介護5	1,318単位

##### (2) 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 経過的要介護	944単位
ii 要介護1	1,146単位
iii 要介護2	1,213単位
iv 要介護3	1,280単位
v 要介護4	1,348単位
vi 要介護5	1,415単位

##### (2) 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

##### a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 経過的要介護	766単位
ii 要介護1	977単位
iii 要介護2	1,048単位
iv 要介護3	1,118単位
v 要介護4	1,189単位
vi 要介護5	1,259単位

i 要介護1	991単位
ii 要介護2	1,062単位
iii 要介護3	1,132単位
iv 要介護4	1,203単位
v 要介護5	1,273単位

##### b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 経過的要介護	850単位
ii 要介護1	1,108単位
iii 要介護2	1,179単位
iv 要介護3	1,249単位
v 要介護4	1,320単位
vi 要介護5	1,390単位

##### b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	1,122単位
ii 要介護2	1,193単位
iii 要介護3	1,263単位
iv 要介護4	1,334単位
v 要介護5	1,404単位

##### (3) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)

##### a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)	1,530単位
------------------------	---------

a	認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	743單位	i 經過的要介護	962單位
	ii 要介護 1	948單位	ii 要介護 1	1,031單位
	iii 要介護 2	1,017單位	iii 要介護 2	1,099單位
	iv 要介護 3	1,085單位	iv 要介護 3	1,168單位
	v 要介護 4	1,154單位	v 要介護 4	1,236單位
	vi 要介護 5	1,222單位	v 要介護 5	1,236單位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	827單位	i 經過的要介護	1,093單位
	ii 要介護 1	1,079單位	ii 要介護 1	1,162單位
	iii 要介護 2	1,148單位	iii 要介護 2	1,230單位
	iv 要介護 3	1,216單位	iv 要介護 3	1,299單位
	v 要介護 4	1,285單位	v 要介護 4	1,367單位
	vi 要介護 5	1,353單位	vi 要介護 5	1,367單位
(四)	認知症疾患型短期入所療養介護費(iv)		a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
	i 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	730單位	i 經過的要介護	946單位
	ii 要介護 1	932單位	ii 要介護 1	1,013單位
	iii 要介護 2	999單位	iii 要介護 2	1,080單位
	iv 要介護 3	1,066單位	iv 要介護 3	1,148單位
	v 要介護 4	1,134單位	v 要介護 4	1,215單位
	vi 要介護 5	1,201單位	vi 要介護 5	1,283單位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)	814單位	i 經過的要介護	1,077單位
	ii 要介護 1	1,063單位	ii 要介護 1	1,144單位
	iii 要介護 2	1,130單位	iii 要介護 2	1,211單位
	iv 要介護 3	1,197單位	iv 要介護 3	1,279單位
	v 要介護 4	1,265單位	v 要介護 4	1,346單位
	vi 要介護 5	1,332單位	vi 要介護 5	1,413單位
(五)	認知症疾患型短期入所療養介護費(v)		a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	
	i 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	668單位	i 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)	884單位
	ii 要介護 1	870單位	ii 要介護 1	951單位
	iii 要介護 2	937單位	iii 要介護 2	1,018單位
	iv 要介護 3	1,004單位	iv 要介護 3	1,086單位

v	要介護 4	1,072単位	b	要介護 5	1,153単位
vi	要介護 5	1,139単位	b	認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)	995単位
b	認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)	779単位	i	要介護 1	1,062単位
ii	経過的要介護	981単位	ii	要介護 2	1,129単位
iii	要介護 2	1,048単位	iii	要介護 3	1,197単位
iv	要介護 3	1,115単位	iv	要介護 4	1,264単位
v	要介護 4	1,183単位	v	要介護 5	1,250単位
vi	要介護 5	1,250単位	(2)	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(2)
(2)	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)		(2)	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	
(-)	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (I)		(-)	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (I)	
a	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (I)	570単位	a	要介護 1	786単位
b	要介護 1	772単位	b	要介護 2	853単位
c	要介護 2	839単位	c	要介護 3	920単位
d	要介護 3	906単位	d	要介護 4	988単位
e	要介護 4	974単位	e	要介護 5	1,055単位
f	要介護 5	1,041単位	(2)	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (II)	
(2)	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (II)		a	要介護 1	917単位
a	認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (II)	654単位	b	要介護 2	984単位
b	要介護 1	903単位	c	要介護 3	1,051単位
c	要介護 2	970単位	d	要介護 4	1,119単位
d	要介護 3	1,037単位	e	要介護 5	1,186単位
e	要介護 4	1,105単位	(3)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	
f	要介護 5	1,172単位	(-)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (I)	
(3)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)		a	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i)	
(-)	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (I)		i	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i)	
a	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i)	946単位	i	要介護 1	1,163単位
i	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (i)	946単位	ii	要介護 2	1,230単位
ii	要介護 1	1,149単位	iii	要介護 3	1,297単位
iii	要介護 2	1,216単位	iv	要介護 4	1,365単位
iv	要介護 3	1,283単位	v	要介護 5	1,432単位
v	要介護 4	1,351単位	b	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)	
vi	要介護 5	1,418単位	i	要介護 1	1,163単位
b	ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)				
i	経過的要介護				

ii 要介護 1	1,149単位	ii 要介護 2	1,230単位
iii 要介護 2	1,216単位	iii 要介護 3	1,297単位
iv 要介護 3	1,283単位	iv 要介護 4	1,365単位
v 要介護 4	1,351単位	v 要介護 5	1,432単位
vi 要介護 5	1,418単位		
(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)			
a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)			
i 経過的要介護	857単位	i 要介護 1	1,125単位
ii 要介護 1	1,111単位	ii 要介護 2	1,196単位
iii 要介護 2	1,182単位	iii 要介護 3	1,266単位
iv 要介護 3	1,252単位	iv 要介護 4	1,337単位
v 要介護 4	1,323単位	v 要介護 5	1,407単位
vi 要介護 5	1,393単位		
b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ)			
i 経過的要介護	857単位	i 要介護 1	1,125単位
ii 要介護 1	1,111単位	ii 要介護 2	1,196単位
iii 要介護 2	1,182単位	iii 要介護 3	1,266単位
iv 要介護 3	1,252単位	iv 要介護 4	1,337単位
v 要介護 4	1,323単位	v 要介護 5	1,407単位
vi 要介護 5	1,393単位		

(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)

760単位

1,125単位	ii 要介護 2	1,196単位
1,196単位	iii 要介護 3	1,266単位
1,266単位	iv 要介護 4	1,337単位
1,337単位	v 要介護 5	1,407単位
1,407単位		
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費		
650単位		
650単位	(一) 3時間以上4時間未満	
900単位	(二) 4時間以上6時間未満	
1,250単位	(三) 6時間以上8時間未満	

注1

(1)から(3)までについて、老人性認知症疾患療養病棟(指定居宅サービス基準第144条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。)を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該

届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

臣が定めるところにより算定する。

- 2 (4)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行つた場合に、所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の97に相当する単位数を算定する。
- 4 とが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 5 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(V)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、そぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(II)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(III)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

2 (4)について、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行つた場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の97に相当する単位数を算定する。
- 4 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行つうこどが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 5 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、そぞれ、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(II)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(III)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用

□ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利

用する者

ハ 著しい精神状況等により、同室の他の利用者の心身の状況

に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利

用の必要があると医師が判断した者

6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1

の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出

があつたときは、注1の規定による届出があつたものとみなす。

7 利用者が連續して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以後に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

(5) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12単位

(二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するもの

として都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所に

ついて、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療

養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療

養介護事業所であること。

23単位

注(6) 療養食加算 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事

に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、

1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

(5)

療養食加算

23単位 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事

に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、

1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

用する者  
ハ 著しい精神状況等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

6 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があつたときは、注1の規定による届出があつたものとみなす。

7 利用者が連續して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以後に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

二と。

□ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の

食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指

定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(1) 緊急短期入所ネットワーク加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県

知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚

生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護

を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

(2) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療

行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に

厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(1) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療

行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に

厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(2) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道

府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対

し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区

分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、

次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に

掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 12単位

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6 単位

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6 単位

## ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

(1) 基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) (1日につき)

411単位

(一) 経過的要介護

545単位

(二) 要介護1

588単位

(三) 要介護2

632単位

(四) 要介護3

676単位

(五) 要介護4

720単位

(六) 要介護5

495単位

(1) 基準適合診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) (1日につき)

676単位

(二) 経過的要介護

676単位

(二) 要介護1

676単位

(三) 要介護 2

719単位

(四) 要介護 3

763単位

(五) 要介護 4

807単位

(六) 要介護 5

851単位

(3) 特定基準適合診療所短期入所療養介護費（1日につき）

760単位

注 1 (1)について、指定居宅サービス基準附則第5条第3項の規定により読み替えられた指定居宅サービス基準第144条に規定する

基準適合診療所である指定短期入所療養介護事業所において、  
指定短期入所療養介護を行った場合に、別に厚生労働大臣が定  
める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じ  
て、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別  
に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働  
大臣が定めるところにより算定する。

2 (2)について、指定居宅サービス基準附則第5条第3項の規定

により読み替えられた指定居宅サービス基準第144条に規定する  
基準適合診療所である指定短期入所療養介護事業所において、  
日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数  
を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める  
基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによ  
り算定する。

3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うこ  
とが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入  
所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単  
位を所定単位数に加算する。

4 次のいずれかに該当する者に対して、基準適合診療所短期入  
所療養介護費を支給する場合は、基準適合診療所短期入所療養  
介護費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が  
判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利  
用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況  
に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利  
用の必要があると医師が判断した者

5 利用者が連續して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、基準適合診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12単位  
(二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療

養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療

養介護事業所であること。

(5) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、

1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

10 特定施設入居者生活介護費  
イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 特定施設入居者生活介護費（1日につき）  
経過的要介護

214単位

10 特定施設入居者生活介護費  
イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

(1) 要介護1

571単位

(2) 要介護 1	549単位	(2) 要介護 2	641単位
(3) 要介護 2	616単位	(3) 要介護 3	711単位
(4) 要介護 3	683単位	(4) 要介護 4	780単位
(5) 要介護 4	750単位	(5) 要介護 5	851単位
(6) 要介護 5	818単位	口 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）	口 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）
注 1 指定特定施設（指定居宅サービス基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）において、イについては、指定特定施設入居者生活介護（同項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下「利用者」という。）の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するものとし、口については、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	注 1 指定特定施設（指定居宅サービス基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）において、イについては、指定特定施設入居者生活介護（同項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下「利用者」という。）の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するものとし、口については、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。		
2 イについては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。	2 イについては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。		
3 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、夜間	3 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、夜間		

者に対して、特定施設入居者生活介護を行った場合に、夜間看護体制加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

4 イについては、看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関（指定居宅サービス基準第191条第1項に規定する協力医療機関をいう。）又は当該利用者の主治医に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合には、医療機関連携加算として、1月につき80単位を所定単位数に加算する。

#### 11 福祉用具貸与費（1月につき）

指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。

注1 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合には、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する経費）の通常の業務（当該指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）の通常の業務（当該指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）の通常の業務（当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したもの）に相当する額を当該指定福祉用具貸与の専門相談員1名の往復の交通費を合算したものをいう。）に相当する額を当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与の1単位で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

#### 11 福祉用具貸与費（1月につき）

指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。

注1

搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合には、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）の通常の業務（当該指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）の通常の業務（当該指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）の通常の業務（当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したもの）に相当する額を当該指定福祉用具貸与の専門相談員1名の往復の交通費を合算したものをいう。以下同じ。）に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定福祉用具貸与事業所の場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福

社用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行ふ場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

4 要介護状態区分が要介護1である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）第1項に規定する車いす、同告示第2項に規定する車いす付属品、同告示第3項に規定する特殊寝台、同告示第4項に規定する特殊寝台付属品、同告示第5項に規定する特殊寝台、同告示第6項に規定する床ずれ防止用具、同告示第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び同告示第12項に規定する移動用リフトに係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。

5 利用者が特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、福祉用具貸与費は、算定しない。

○ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）（抄）

（変更点は下線部）

現 行		改 正 案	
別表	指定居宅介護支援介護給付費単位数表	別表	指定居宅介護支援介護給付費単位数表
居宅介護支援費	居宅介護支援費（1月につき）	居宅介護支援費	居宅介護支援費（1月につき）
イ 居宅介護支援費（I）	1,000単位	イ 居宅介護支援費（I）	1,000単位
(1) 居宅介護支援費（I）	1,300単位	(1) 居宅介護支援費（I）	1,300単位
(一) 要介護1又は要介護2		(一) 要介護1又は要介護2	
(二) 要介護3、要介護4又は要介護5		(二) 要介護3、要介護4又は要介護5	
(2) 居宅介護支援費（II）	600単位	(2) 居宅介護支援費（II）	500単位
(一) 要介護1又は要介護2		(一) 要介護1又は要介護2	
(二) 要介護3、要介護4又は要介護5		(二) 要介護3、要介護4又は要介護5	
(3) 居宅介護支援費（III）	400単位	(3) 居宅介護支援費（III）	300単位
(一) 要介護1又は要介護2		(一) 要介護1又は要介護2	
(二) 要介護3、要介護4又は要介護5	520単位	(二) 要介護3、要介護4又は要介護5	390単位
(4) 経過的要介護居宅介護支援費	850単位		
注 1 (1)から(3)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。）第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。		注 1 (1)から(3)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。）第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。	
(1) 居宅介護支援費（I） 指定居宅介護支援事業所（基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の21第3項の規定に基づき指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）から委託を受け		(1) 居宅介護支援費（I） 指定居宅介護支援事業所（基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の21第3項の規定に基づき指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）から委託を受け	

て行う指定介護予防支援（同条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の提供を受ける利用者数（基準第13条第25号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数を除く。）に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第2条第7号に規定する常勤換算方法で算定した員数をいう。以下同じ。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）が40未満である場合

(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) 取扱件数が40以上60未満である場合

(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) 取扱件数が60以上である場合

2 (2) 居宅介護支援費(Ⅱ) 取扱件数が40以上60未満の場合において、40以上の部分について算定する。

(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) 取扱件数が60以上である場合において、40以上の部分について算定する。

2 (4) については、要介護状態区分が経過的要介護（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）附則第2条に規定する経過的要介護をいう。）である利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者について、所定単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合には、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合には、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業

の実施地域（基準第18条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算する。

6 利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定しない。

□ 初回加算

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画（法第8条第21項に規定する居宅サービス計画をいう。）を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、イの注3に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。また、初回加算(Ⅱ)を算定している場合は、初回加算(Ⅰ)は、算定しない。

- (1) 初回加算(Ⅰ) 250単位  
(2) 初回加算(Ⅱ) 600単位

八 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

□ 初回加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 特定事業所加算(Ⅰ) 500単位  
(2) 特定事業所加算(Ⅱ) 300単位

二 医療連携加算

注 利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、利用者1人につ

き1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

ホ 退院・退所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

(1) 退院・退所加算(Ⅰ)	400単位
(2) 退院・退所加算(Ⅱ)	600単位

ヘ 認知症加算

注 日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症（法第8条第16項に規定する認知症をいう。）の利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

ト 独居高齢者加算

注 独居の利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

チ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

300単位

注 利用者が指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定小規模多機能型居宅介護を提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

○ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）（抄）

(変更点は下線部)

現 行		改 正 案	
別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表		別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表	
1 介護福祉施設サービス		1 介護福祉施設サービス	
イ 介護福祉施設サービス		イ 介護福祉施設サービス	
(1) 介護福祉施設サービス費（1日につき）		(1) 介護福祉施設サービス費（1日につき）	
(2) 介護福祉施設サービス費		(2) 介護福祉施設サービス費	
a 介護福祉施設サービス費(Ⅰ)		a 介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	
i 要介護 1		i 要介護 1	
648単位		577単位	
ii 要介護 2		ii 要介護 2	
718単位		660単位	
iii 要介護 3		iii 要介護 3	
789単位		730単位	
iv 要介護 4		iv 要介護 4	
859単位		801単位	
v 要介護 5		v 要介護 5	
b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)		b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i 要介護 1		i 要介護 1	
639単位		651単位	
ii 要介護 2		ii 要介護 2	
710単位		722単位	
iii 要介護 3		iii 要介護 3	
780単位		792単位	
iv 要介護 4		iv 要介護 4	
851単位		863単位	
v 要介護 5		v 要介護 5	
(2) 小規模介護福祉施設サービス費		(2) 小規模介護福祉施設サービス費	
a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)		a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	
i 要介護 1		i 要介護 1	
741単位		753単位	
ii 要介護 2		ii 要介護 2	
808単位		820単位	
iii 要介護 3		iii 要介護 3	
876単位		888単位	
iv 要介護 4		iv 要介護 4	
943単位		955単位	
v 要介護 5		v 要介護 5	
1,010単位		1,022単位	
b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)		b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i 要介護 1		i 要介護 1	
803単位		815単位	
ii 要介護 2		ii 要介護 2	
870単位		882単位	
iii 要介護 3		iii 要介護 3	
938単位		950単位	

iv 要介護4	1,005単位	iv 要介護4	1,017単位
v 要介護5	1,072単位	v 要介護5	1,084単位
(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)		(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)	
(-) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費		(-) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)		a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	
i 要介護1	577単位	i 要介護1	589単位
ii 要介護2又は要介護3	687単位	ii 要介護2又は要介護3	699単位
iii 要介護4又は要介護5	824単位	iii 要介護4又は要介護5	836単位
b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)		b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i 要介護1	639単位	i 要介護1	651単位
ii 要介護2又は要介護3	749単位	ii 要介護2又は要介護3	761単位
iii 要介護4又は要介護5	886単位	iii 要介護4又は要介護5	898単位
(2) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費		(2) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)		a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	
i 要介護1	741単位	i 要介護1	753単位
ii 要介護2又は要介護3	845単位	ii 要介護2又は要介護3	857単位
iii 要介護4又は要介護5	976単位	iii 要介護4又は要介護5	988単位
b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)		b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i 要介護1	803単位	i 要介護1	815単位
ii 要介護2又は要介護3	907単位	ii 要介護2又は要介護3	919単位
iii 要介護4又は要介護5	1,038単位	iii 要介護4又は要介護5	1,050単位
口 ユニット型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス		口 ユニット型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	
(1) ユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)		(1) ユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)	
(-) ユニット型介護福祉施設サービス費		(-) ユニット型介護福祉施設サービス費	
a ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)		a ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	
i 要介護1	657単位	i 要介護1	669単位
ii 要介護2	728単位	ii 要介護2	740単位
iii 要介護3	798単位	iii 要介護3	810単位
iv 要介護4	869単位	iv 要介護4	881単位
v 要介護5	929単位	v 要介護5	941単位
b ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)		b ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i 要介護1	657単位	i 要介護1	669単位
ii 要介護2	728単位	ii 要介護2	740単位
iii 要介護3	798単位	iii 要介護3	810単位
iv 要介護4	869単位	iv 要介護4	881単位

		v	要介護 5	929単位
(2)	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費			
a	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)			
i	要介護 1	808単位		
ii	要介護 2	875単位		
iii	要介護 3	943単位		
iv	要介護 4	1,010単位		
v	要介護 5	1,077単位		
b	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)			
i	要介護 1	808単位		
ii	要介護 2	875単位		
iii	要介護 3	943単位		
iv	要介護 4	1,010単位		
v	要介護 5	1,077単位		
(2)	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (1日につき )			
(-)	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費			
a	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)			
i	要介護 1	657単位		
ii	要介護 2 又は要介護 3	757単位		
iii	要介護 4 又は要介護 5	894単位		
b	ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)			
i	要介護 1	657単位		
ii	要介護 2 又は要介護 3	757単位		
iii	要介護 4 又は要介護 5	894単位		
(2)	ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費			
a	ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)			
)				
i	要介護 1	808単位		
ii	要介護 2 又は要介護 3	912単位		
iii	要介護 4 又は要介護 5	1,043単位		
b	ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)			
)				
i	要介護 1	808単位		
ii	要介護 2 又は要介護 3	912単位		
(2)	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費			
a	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)			
)				
i	要介護 1	820単位		
ii	要介護 2 又は要介護 3	924単位		
iii	要介護 4 又は要介護 5	1,055単位		
b	ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)			
)				
i	要介護 1	820単位		
ii	要介護 2 又は要介護 3	924単位		

### iii 要介護4又は要介護5

1,043単位

注1

イ(1)及びロ(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）において、指定介護福祉施設サービス（同号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）に対して行われるものを除く。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護支援専門員（法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 イ(2)及びロ(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービス（旧措置入所者に対して行われるものに限る。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要な程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない

注1

イ(1)及びロ(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）において、指定介護福祉施設サービス（同号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）に対して行われるものを除く。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護支援専門員（法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 イ(2)及びロ(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、指定介護福祉施設サービス（旧措置入所者に対して行われるものに限る。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要な程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 ロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない

1,055単位

注1

イ(1)及びロ(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）において、指定介護福祉施設サービス（同号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）に対して行われるものを除く。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護支援専門員（法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

い場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、重度対応加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 看護体制加算(Ⅰ)イ	6 単位
(2) 看護体制加算(Ⅰ)ロ	4 単位
(3) 看護体制加算(Ⅱ)イ	13単位
(4) 看護体制加算(Ⅱ)ロ	8 単位

7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	22単位
(2) 夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	13単位
(3) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	27単位
(4) 夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	18単位

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、準ユニットケア加算として、1日につき5単位を所定単位数に加算する。

9 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッ

い場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

サービス指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項）に規定する常勤換算方法をいう。注8及び注10において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

サービス指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第3項）に規定する常勤換算方法をいう。注11及び注13において同じ。）で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって法第7条第3項に規定する要介護者となつた入所者をいう。以下同じ。）に対して指定介護老人福祉施設サービスを行った場合には、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。

11 専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているもの（入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

12 認知症（法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しく

は言語機能に障害のある者又は知的障害者（以下「視覚障害者等」という。）である入所者の数が15以上である指定介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に關し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であつて専ら障害者生活支援員としての職務に從事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているもの（視覚障害者等である入所者の数が50を超える指定介護老人福祉施設にあつては、専らその職務に從事する常勤の障害者生活支援員を1名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で視覚障害者等である入所者の数を50で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。

は言語機能に障害のある者又は知的障害者（以下「視覚障害者」という。）である入所者の数が15以上である指定介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関する専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているもの（視覚障害者等である入所者の数が50を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専らその職務に従事する常勤の障害者生活支援員を1名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で視覚障害者等である入所者の数を50で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。

14 人所者が病院又は診療所への人院を要した場合及び人所者が対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき320単位を算定する。ただし入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。

15 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室

(以下「従来型個室」といふ。)に入所している者であつて、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)に対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定する。

16 次のいずれかに該当する者に対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)を支給する場合は、それぞれ、介護福祉施設サービス費(II)、小規模介護福祉施設サービス費(II)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)を算定する。  
3 次のいずれかに該当する者に対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)を支給する場合は、それぞれ、介護福祉施設サービス費(II)、小規模介護福祉施設サービス費(II)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)を算定する。従来型個室への入所が必要であると医師イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師

が判断した者であつて、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの

口 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

#### ハ 初期加算

注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。

#### 二 退所時等相談援助加算

(1) 退所前後訪問相談援助加算

(2) 退所時相談援助加算

(3) 退所前連携加算

注 1 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立つて介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回（入所後早期に退所前相談援助の必要があると認められる入所者にあっては、2回）を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等（病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。）に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (1)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家

が判断した者であつて、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの

口 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

#### ハ 初期加算

注 入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。

#### 二 退所時等相談援助加算

(1) 退所前後訪問相談援助加算

(2) 退所時相談援助加算

(3) 退所前連携加算

注 1 (1)については、入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立つて介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中1回（入所後早期に退所前相談援助の必要があると認められる入所者にあっては、2回）を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等（病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。）に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (2)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家

族等に対し退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に入所者1人につき1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

3 (3)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

#### ホ 栄養管理体制加算

(1) 管理栄養士配置加算	12単位
(2) 栄養士配置加算	10単位

- 注1 (1)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。
- 1 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。  
2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設であること。

- 2 (2)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものと

族等に対し退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に入所者1人につき1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

3 (3)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

して都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、  
1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、  
管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福  
祉施設であること。

#### △ 栄養マネジメント加算

12単位  
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事  
に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位  
数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士  
、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所  
者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画  
を作成していること。

ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っていると  
もに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。

二 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必  
要に応じて当該計画を見直していること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉  
施設であること。

#### △ 経口移行加算

28単位  
注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉  
施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護  
師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管に  
より食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成して  
いる場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理  
栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄  
養管理を行った場合には、当該計画が作成された日から起算し  
て180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口によ  
る食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成され  
た日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても  
、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示

#### △ 栄養マネジメント加算

14単位  
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事  
に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位  
数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士  
、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同  
して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄  
養ケア計画を作成していること。

ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っていると  
もに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。

二 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必  
要に応じて当該計画を見直していること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉  
施設であること。

#### △ 経口移行加算

28単位  
注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉  
施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄  
養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、  
現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計  
画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示  
を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進  
めたための栄養管理を行った場合には、当該計画が作成された日  
から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を  
加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口によ  
る食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成され  
た日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても  
、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示

に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

チ 経口維持加算

(1) 経口維持加算(Ⅰ)

(2) 経口維持加算(Ⅱ)

注1

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合は、経口維持加算(Ⅱ)は、算定しない。

イ 経口維持加算(Ⅰ) 経口により食事を摂取する者であって著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。

ロ 経口維持加算(Ⅱ) 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進められるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

チ 上 経口維持加算

(1) 経口維持加算(Ⅰ)

(2) 経口維持加算(Ⅱ)

注1

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合は、経口維持加算(Ⅱ)は、算定しない。

イ 経口維持加算(Ⅰ) 経口により食事を摂取する者であって著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。

ロ 経口維持加算(Ⅱ) 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進められるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

チ チ 口腔機能維持管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が

に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合であつて、当該施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合には、1月につき所定単位数を加算する。

リ 療養食加算

23単位  
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。  
ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。  
ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において行われていること。

又 看取り介護加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、当該基準に掲げる区分に従い、死亡日以前30日を上限として1日につき次に掲げる単位数を死亡月に所定単位数を加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、この場合において、重度化対応加算を算定していない場合は、算定しない。

イ 看取り介護加算(Ⅰ)  
ロ 看取り介護加算(Ⅱ)

160単位	10単位
80単位	80単位

ル 在宅復帰支援機能加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設であつて、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき所定単位数を加算する。

イ 入所者の家族との連絡調整を行つていること。  
ロ 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行つていること。

ヲ 在宅・入所相互利用加算

23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。  
ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。  
ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において行われていること。

又 看取り介護加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行つた場合には、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき80単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

ル 在宅復帰支援機能加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設であつて、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき所定単位数を加算する。

イ 入所者の家族との連絡調整を行つていること。  
ロ 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行つていること。

ヲ 在宅・入所相互利用加算

30単位